

小委員会のグループ分け（案）

※障害者基本法の第 2 章に挙げられている条文を挙げている。

グループ①

- ・ 教育（16 条）
- ・ 文化的諸条件の整備等（25 条）

グループ②

- ・ 年金等（15 条）
- ・ 職業相談等（18 条）
- ・ 雇用の促進等（19 条）
- ・ 経済的負担の軽減（24 条）

グループ③

- ・ 住宅の確保（20 条）
- ・ 公共的施設のバリアフリー化（21 条）
- ・ 選挙等における配慮（28 条）

グループ④

- ・ 医療、介護等（14 条）
- ・ 療育（17 条）
- ・ 相談等（23 条）

グループ⑤

- ・ 情報の利用におけるバリアフリー化等（22 条）
- ・ 消費者としての障害者の保護（27 条）
- ・ 司法手続における配慮等（29 条）

グループ⑥

- ・ 防災及び防犯（26 条）
- ・ 国際協力（30 条）